

P T A 等共済だより

第33号
2015/10/30発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課P T A等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■共済事業の認可申請について



平成27年4月1日現在、全国で26団体がP T A・青少年教育団体共済法に基づく認可を受けて、共済事業を実施しています。認可申請は、平成23年度（平成24年度事業開始）～平成24年度（平成25年度事業開始）がピークとなり、その後は毎年度2～3団体で推移してきました。平成23年1月1日の施行時には、団体の多くが、認可を受けるか否かを既に決めていたものと思われ、申請～認可は、平成24年度末で一旦ひと段落しました。その後は、一度民間保険を利用した保険事業に移行した団体や、保険業法の適用除外の範囲内（10万円以下の慶弔見舞金や給付のみを行う場合等）で実施していた団体が、再度自主共済実施に向けて、準備～認可申請をしている状況でした。

今年度に入り、いくつかの団体が認可が認可に向けた検討を始めるとの御連絡をいただいておりますので、今回は、認可や認可申請についてその概要を説明したいと思います。

認可申請

共済事業の認可申請（法第3条）は、P T Aやその特定関係団体（安全互助会や安全振興会等）の場合は、一般社団・財団法人等の法人格を持っている必要があります。任意団体の場合は、まず法人化が必要になります。定款を作成し、公証人の認証を受けた後、財団の場合は300万円以上の財産拠出の履行、設立時理事・監事等の選任等を経て、法務局に登記の申請を行います。特定関係団体の場合は、理事の構成などの要件（規則第2条）に留意する必要があります。申請は、法人化後の社員総会又は評議員会で共済規程の決議を行い、その議事録を申請書類に添付することになっています。

認可申請書類

認可申請に必要な書類は、大きく分けて①共済規程と②認可申請書になります。①共済規程は、共済事業の実施、契約に関する事項、共済掛金に関する事項をまとめたもので、行政庁が審査する上で最も重要な書類の1つです。②認可申請書としては、理由書、定款、3年分の収支予算書・事業計画書、理事や監事の名簿など施行規則第3条に列挙されている認可申請書類を作成・準備する必要があります。団体の役員会や総会等の日程を考慮しながら、余裕を持ったスケジュールで準備を進めることが必要です。早めに、行政庁（都道府県教育委員会）に認可申請したい旨の意向を伝え、相談・報告しながら準備を進めて下さい。団体によっては、準備委員会や検討委員会等を組織して効率的な検討・準備の工夫をしています。

共済室では、これから共済規程を策定する団体のために「モデル共済規程」や、収支予算書等は認可後の区分経理を意識した表記が必要となる箇所もありますが、決算書の作成例等も参考資料として提供しています。その他、定款記載事項、法律の概要、及び認可手続きに関する説明会講師派遣や電話やメールによる各種書類の作成支援・御相談等の支援も行っています。是非御相談下さい。

■ 第5回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会が開催されました

平成27年10月22日（木）沖縄県市町村自治会館において、標記の総会及び研究大会が開催されました。全国から15共済団体、役職員含め約70名の参加となり、盛会のうちに無事に終了となりました。沖縄県教育庁の諸見参事、全国高等学校P T A連合会の佐野会長他来賓の出席がありました。当室からは、下田補佐と吉谷が参加いたしました。

研究大会では、共済室吉谷から「P T A等共済法施行から5年～共済事業の現状と課題～」を説明させていただいた後、鹿児島県教育安全振興会の岡山専務理事から「保険業法改正からP法成立までの経緯について」、富山県高等学校安全振興会の水谷事務局長からは「公益法人化で何が変わったか～公益法人として1年が経過した～」の事例発表が行われました。共済団体事務局体制も世代交代が続くなか、再度共済法成立までの経緯や現状を振り返る良い機会となりました。共済事業の公共性や公益性に鑑み公益法人化も進んでほしいものです。



総会及び研究大会の様子

経緯や現状を振り返る良い機会となりました。共済事業の公共性や公益性に鑑み公益法人化も進んでほしいものです。

■ FAQ Q：共済掛金と会費、どちらも共済団体にとっては収入ではありませんが、正味財産増減計算書では、どこに表記すればいいのでしょうか。

A：共済法第10条では区分経理が求められています。共済掛金は共済会計の収入に、会費は共済会計以外の例えば法人会計やその他会計の収入として計上します。

Q：財務諸表で使う勘定科目、これまで使っていた見舞金や見舞金給付引当金などは使い続けて良いのでしょうか。

A：「見舞金」や「見舞金給付引当金」は、認可前の共済事業で使っていた勘定科目かと思えます。認可後の共済会計の勘定科目としては、それぞれ「共済金」、「〇〇準備金積立資産」など、法律で規定されている用語を用いた勘定科目名が望ましいと思えます。逆に共済会計以外の会計で、例えば認可前の見舞金会計に、共済法で規定されている用語を用いた勘定科目を使うのは、財務諸表を見る行政庁や契約者・加入者等が混同する恐れがあるので好ましくありません。

■ おしらせ

- ・内部研修等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。これから認可申請を検討する団体からの御相談もお受けします。
- ・認可済団体のある府県教育委員会で、業務報告書に関するお問い合わせ、立入検査等の相談や支援が必要な場合もお早目に御相談下さい。



認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：12月28日>

■ 共済団体のご紹介

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会（共済事業開始：平成25年4月）

平成27年度は、任期満了に伴い評議員・理事・監事の方々が大幅に入れ替わりました。相馬理事長は顧問となり、全国高等学校等安全互助会連絡協議会の会長を務められています。倉金常務理事が新理事長となりました。本会の運営にご尽力された元事務局長の早野理事そして横山事務局長も勇退され、関事務局長が就任しました。

新しい体制のもと、これまでの取組を振り返り、将来の見通しを客観的に判断しながら、より充実した事業展開と安定した運営に向けて規定等の見直しに着手しています。全国の事務局としても、相互の情報交換と事務局間の助け合いを更に充実させていきたいと考えておりますので、一層のご協力・ご支援を宜しくお願いいたします。

現在、本会は神奈川県青少年課神之木台分館という県の施設の一室に事務局を置いております。この施設が今年度いっぱい閉鎖になることから、本会の事務局も移転をせざるを得ません。今まで同居していた神奈川県高等学校PTA連合会は、7月に早々に引っ越されたので、少々広めで寂しくなった事務局で執務を行っていますが、本会も12月中旬に、横浜山下公園そばにあるシルクセンター（横浜市中区山下町1番地）の3階の事務所に移転いたします。たくさんの個人情報を含んだ引越しなので、気を遣いながら準備を進めております。

横浜においでの際は、是非お立ち寄りください。（事務局長：関 明）

一般財団法人横浜市安全教育振興会（共済事業開始：平成25年4月）

昨年度、平成19年度から6年間勤務してきた小島前事務局長が退職しましたが、今年度は、平成22年度から6年間共済事業を担ってきた大石事務局長が4月からの6カ月の嘱託期間を終えて、9月30日をもって退職となりました。4月1日から打木新事務局長が勤務し、共済事業を担当しています。

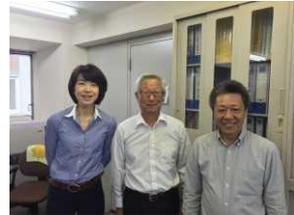
様々な事案が寄せられる共済事業を円滑に実施するためには、一定の経験とそこで培われるスキルが必要です。引継ぎ期間が6か月では足りないように感じましたが、現在滞りなく業務が遂行できています。

さて、当法人はJR関内駅から徒歩5分のビルの7階に事務局があります。珍しがられるのですが、当法人と同じフロアに事業所を構えている皆様と懇親会を行っています。9月末に大石前事務局長の送別会をやっていただきました。横浜は大都市です。ともすると「隣は何をする人ぞ」になりがちです。聞けば、このような会ができたのも小島前事務局長と大石前事務局長が同じフロアで顔を合わす人たちとのコミュニケーションを大切にしていたからとのこと。当法人はこれからも、前任のお二人のように、様々な方とのコミュニケーションを大事にして、事業を実施していきたいと存じます。

（事務局長：山元泰弘）



（右から）
倉金理事長・関事務局長
浅川主事・疋田主事



小山局員、山元局長、打木局員



大石前事務局長送別会

PTA等共済室

- 10月 7日（水）三重県PTA安全互助会・PTA等が実施する保険や共済についての研修会（吉谷）
- 10月 8日（木）一般財団法人静岡県立高等学校安全振興会事務所訪問（吉谷）
- 10月 9日（金）一般社団法人茨城県PTA安全互助会・共済事業研修会（吉谷）
- 10月16日（金）福岡県教育庁立入検査支援（吉谷）
- 10月22日（木）第5回全国高等学校等安全互助会連絡協議会総会及び研究大会・沖縄大会（下田補佐、吉谷）
- 10月29日（木）一般財団法人北海道立高等学校等安全互助会・共済事業研修会（吉谷）

■ 平成27年度第2回PTA等共済法研修会の御案内

標記研修会について、次の日程で実施する予定です。研修内容については、これから詳細を検討し、年末までに別途ご案内する予定です。研修内容に関する御意見・御要望等がありましたら、共済室まで御連絡いただければと思います。研修は認可後の運営に関する実務中心のものであり事務局長や職員の方を対象としていますが、役員の方も参加も増えております。全国的な状況や他団体の取組事例等を情報交換できる機会でもありますので、役員の方の参加もお待ちしております。また、これから認可申請を検討している団体も参加可能です。

（参考）平成27年第1回研修会の参加状況 6/4(木)12自治体16名。6/5(金)23団体45名。

平成28年2月4日（木）13:00～17:00 自治体向け研修会

平成28年2月5日（金）13:00～17:00 団体向け研修会

■ 編集後記 PTAの全国大会の準備をしているうちに夏が終わったようです。10月末をもってスーパークールビズも終わりました。10月は、各地で研修会などをさせていただきました。南へ、さらに南へ。そして北へと移動しているうちに、季節が行ったり来たりしているような不思議な感覚となっています。飛行機や新幹線等を降りる瞬間、暑いとか寒いとか、その土地の温度や湿度等を身体全体で感じますが、より深く感じるものが、匂いです。東京にいと、普段はあまり匂いを感じない、あるいは気にさえしないことが多い気がします。潮の匂い、稲刈りの後の匂い、わら焼の匂い、土の匂い、枯れた葉や銀杏の匂い、花の匂い、近所で魚を焼く匂い等々。匂いは、人間の本能や、特に感情と結びついた記憶と密接な関係があると言われる。土の匂いやご飯を窯で炊くような匂いは、まだ小さかったころに祖父母の家に泊まりにいった頃の記憶、祖父母の顔、家の中の様子、薪ストーブでの煮炊き等がよみがえります。最近では風邪予防のためにマスクをしていることありますが、思い切って深く息を吸い、その土地・時の匂いを感じてみてはいかがでしょうか。匂いを感じることは、その土地や地域のことを知る第一歩かと思えます。（PTA等共済室：吉谷）